

平成27年度第1回さいたま市都市農業審議会

日 時:平成27年11月6日(金)

午後2時30分から

場 所:さいたま市役所本庁舎

議会棟 第7委員会室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 人・農地プラン原案の検討について

4 そ の 他

(1) 農業交流施設整備基本構想について

(2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

5 閉 会

【配布資料】

次第、委員名簿、諮問書写し

資 料 1 人・農地プラン原案（東部・中部・西部）

資 料 2 人・農地プランの作成に向けた地域の話合い要旨（東部・中部・西部）

資 料 3 地域の話合い資料

資 料 4 さいたま市農業交流施設整備基本構想

資 料 5 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

参考資料 人・農地プランチラシ

参考資料 人・農地プランの区域に関する資料

参考資料 人・農地プラン審議用関連データ

参考資料 平成27年版さいたま市の農業

参考資料 平成27年度版さいたま市農情報ガイドブック「トレトリ」

平成27年度 さいたま市都市農業審議会 委員名簿

区分	所属団体等	役職	委員	備考
学識経験者	武蔵大学経済学部	教授	後藤 光蔵	委員長
学識経験者	埼玉県	秩父農林振興センター 所長	中畝 正夫	
学識経験者	人間総合科学大学 人間科学部	准教授	梅國 智子	
農業者	さいたま市農業委員会	会長	若谷 茂夫	
農業者	さいたま農業協同組合 女性部	部長	見川 せつ子	
農業者	さいたま市女性農業者 連絡協議会	会長	萩原 知美	副委員長
農業者	南彩農業協同組合 女性部	岩槻支部長	高橋 美彌子	
農業者	さいたま市認定農業者 連絡協議会	理事	黒臼 秀之	
農業関係団体	さいたま農業協同組合	代表理事組合長	星野 勝太郎	
農業関係団体	南彩農業協同組合	代表理事組合長	森田 忠	
事業者	株式会社安楽亭	代表取締役社長	柳 時機	
事業者	生活協同組合 パルシステム埼玉	理事	秋山 佳津美	
公募			鈴木 英善	
公募			島田 由美子	
職員	さいたま市	経済局長	岡安 博文	

経農農政第 2 9 7 8 号
平成 2 7 年 1 0 月 1 9 日

さいたま市都市農業審議会委員長 様

さいたま市長 清水 勇人

人・農地プラン原案について（諮問）

このことについて、さいたま市都市農業の振興に関する条例第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

人・農地プラン原案について

2 諮問理由

人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成 2 4 年 2 月 8 日付け経営第 2 9 5 5 号）第 2 において、市町村は人・農地プランを作成・更新するための取り組みを行い、決定にあたっては、関係機関・地域農業者の代表による検討会による審査・検討を経る必要がある。

本市の人・農地プランの作成については、市内を 3 地域（東部・中部・西部）に分けて、7 月 1 5 日（西部・中部）及び 2 3 日（東部）に地域の話合いを実施し、原案を作成した。

については、3 地域の人・農地プランの原案について決定したく、貴審議会へ諮問するものである。

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(〇回目)
さいたま市	東部地域				

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状 〔平成27年度〕		計画 〔平成32年度〕		農地中間 管理機構 からの借入 希望の有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	取組 年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)				青年就 農給付 金(開 始型)	スー パー 資金の 金利負 担軽減 措置	経営体 育成支 援事業	その他 ()	
認農	■■ ■■	57 才	4 (7) 名	有	水稻 くわい 施設苗物	3. 87 0. 45 0. 11 ha	水稻 くわい 施設苗物	3. 87 0. 45 0. 11 ha	有	低コスト化 6次産業化	継続	○	○			
認農	■■ ■■	60 才	6 名	有	水稻	0. 90 ha	水稻 露地野菜 施設野菜	5. 00 0. 32 0. 10 ha	有	低コスト化	継続					
認農	■■ ■■	51 才	5 (8) 名	有	水稻	1. 13 ha	水稻 施設野菜	4. 44 0. 50 ha	有	低コスト化	継続					
認農	■■ ■■	43 才	5 (35) 名	無	水稻 施設野菜 露地野菜	1. 20 1. 70 1. 50 ha	水稻 施設野菜 露地野菜	1. 20 2. 00 5. 00 ha	有	低コスト化 6次産業化 法人化	継続	○	○			
認農	■■ ■■	55 才	2 (1) 名	無	水稻 施設果樹・野 菜 露地野菜(市民 農園)	0. 25 0. 35 0. 05 ha	水稻 施設果樹・野 菜 露地野菜(市 民農園)	3. 00 0. 35 0. 20 ha	有	低コスト化 複合化	継続	○				
認農 法	■■ ■■	64 才	4 (25) 名	有	施設野菜 露地野菜 くわい	0. 80 2. 00 0. 50 ha	施設野菜 露地野菜 くわい	0. 80 4. 00 0. 50 ha	有	低コスト化 法人化	継続	○				
認農 予定	■■ ■■	48 才	3 名	有	水稻 露地野菜	1. 60 0. 20 ha	水稻 露地野菜	1. 60 0. 20 ha	有	低コスト化 6次産業化	継続	○				

- 【 記載上の注意 】
- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体など
 - ※ どの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。
 - ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
 - ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
 - ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
 - ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
 - ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
 - ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／~~担い手はいるが十分ではない~~／担い手がない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	非農家で農地を相続した場合や高齢となり耕作できない状況になった場合など、耕作放棄地化する可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。 また、より地域の特性を活かした話し合いができるよう、狭い範囲での話し合いの開催も検討する。
担い手の分散錯圖を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者 (氏名)	年齢	現状 〔平成27年度〕		計画 〔平成32年度〕		利用しなくなる 農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)			農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		JA南彩岩槻農産物集出荷場の建設と併せて、県特別栽培農産物認証制度への取組を強化し、野菜の高付加価値化を目指す。
複 合 化		
6 次 産 業 化		
高 付 加 価 値 化	○	
新 規 就 農 の 促 進		
そ の 他 []		

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の 出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付等の区分(m ²)			貸付等の 予定年度	農地中間管理 機構への貸付 を予定
				貸付	作業委託	売渡		

【 記載上の注意 】

※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※ 農地利用図の添付は必須ではありません。

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(〇回目)
さいたま市	中部地域				

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状 〔平成27年度〕		計画 〔平成32年度〕		農地中間 管理機構 からの借入 希望の有 無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	取 組 年 度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)				青年就 農給付 金(開 始型)	スー パー L 資金の 金利負 担軽減 措置	経営体 育成支 援事業	その他 ()	
認農	■■ ■■	38 才	6 (2) 名	無	施設野菜 露地野菜	0.13 3.50 ha	施設野菜 露地野菜	0.20 6.00 ha	有	低コスト化	継続		○	○		
認農	■■ ■■	50 才	4 (11) 名	無	施設野菜 露地野菜	0.25 0.60 ha	施設野菜 露地野菜	0.25 0.65 ha	有	低コスト化	継続			○		
認農	■■ ■■	66 才	5 (1) 名	有	施設花卉 露地花卉	0.40 1.75 ha	施設花卉 露地花卉	0.40 1.80 ha	無	低コスト化	継続					
認農	■■ ■■	59 才	2 名	有	水稻 露地野菜 施設野菜 養鶏	0.92 1.70 0.05 120羽 ha	水稻 露地野菜 施設野菜 養鶏	2.00 2.50 0.05 300羽 ha	有	低コスト化 6次産業化	継続					
認農	■■ ■■	62 才	3 (1) 名	無	露地野菜 露地苗木 施設野菜	0.60 0.25 0.07 ha	露地野菜 露地苗木 施設野菜	1.05 0.40 0.10 ha	有	低コスト化	継続					
認農	■■ ■■	34 才	4 (7) 名	有	施設野菜 露地野菜 植木・枝物	0.65 0.30 0.53 ha	施設野菜 露地野菜 植木・枝物	1.00 0.50 0.48 ha	有	低コスト化 6次産業化 法人化 複合化	継続		○			
認農 法	■■ ■■	64 才	4 (25) 名	有	施設野菜 露地野菜 くわい	0.80 2.00 0.50 ha	施設野菜 露地野菜 くわい	0.80 4.00 0.50 ha	有	低コスト化 法人化	継続		○			
認農	■■ ■■	42 才	3 (7) 名	無	水稻 施設野菜 露地野菜 くわい	0.55 0.15 0.42 0.56 ha	水稻 施設野菜 露地野菜 くわい	0.45 0.30 0.62 0.66 ha	有	低コスト化 複合化	継続		○	○		
認就 予定	■■ ■■	41 才	2 名	無	露地野菜	0.32 ha	露地野菜	0.62 ha	無	新規就農	27	○				
認就 予定	■■ ■■	44 才	1 (1) 名	無	施設野菜	0.12 ha	施設野菜	0.24 ha	有	新規就農	24	○				

【 記載上の注意 】

※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体など
の担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。

※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。

※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)

※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載しま
す。

※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	非農家で農地を相続した場合や高齢となり耕作できない状況になった場合など、耕作放棄地化する可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。 また、若い担い手より要望の多い勉強会などの開催も検討する。
担い手の分散錯圖を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状 〔平成27年度〕		計画 〔平成32年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容 （作目）	経営規模の合計 （ha、頭数等）	経営内容 （作目）	経営規模の合計 （ha、頭数等）			農地面積	貸付時期
匿名	才	水稲 露地野菜・植木	0.56 0.46 ha	露地野菜・植木	0.46 ha	0.56 ha	有	0.56 ha	
匿名	才	水稲 露地野菜	0.54 1.20 ha	水稲 露地野菜	0.54 0.64 ha	0.57 ha	有	0.56 ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		特に中部地域には新規就農の方が多いため、今後は話し合いを通じ地域の担い手の意向を踏まえながら、新規就農の方が就農しやすい地域づくりに取り組む。
複 合 化		
6 次 産 業 化		
高 付 加 価 値 化		
新 規 就 農 の 促 進	○	
そ の 他 []		

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の 出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号		貸付等の区分(m ²)			貸付等の 予定年度	農地中間管理 機構への貸付 を予定
					貸付	作業委託	売渡		
匿名		田	緑区南部領辻						○
		田	緑区南部領辻						○
		田	緑区南部領辻						○
		田	緑区南部領辻						○
		田	緑区南部領辻						○
		田	緑区南部領辻						○
匿名		畑	見沼区染谷						○
		畑	見沼区染谷						○
		畑	見沼区染谷						○
		畑	見沼区染谷						○
		畑	見沼区染谷						○
		畑	見沼区御蔵						○
		畑	見沼区御蔵						○
		畑	見沼区御蔵						○
		畑	見沼区御蔵						○
		畑	見沼区山						○

【 記載上の注意 】

※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※ 農地利用図の添付は必須ではありません。

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(〇回目)
さいたま市	西部地域				

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状 【平成27年度】		計画 【平成32年度】		農地中間 管理機構 からの借入 希望の有 無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	取 組 年 度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)				青年就 農給付 金(開 始型)	スー パーL 資金の 金利負 担軽減 措置	経営体 育成支 援事業	その他 ()	
認農	■■ ■■	77 才	2 名	無	水稻 果樹	0.54 0.50 ha	水稻 果樹	0.54 0.50 ha	無	低コスト化	継続			○		
認農	■■ ■■	66 才	4 名	有	水稻 露地野菜	0.30 0.20 ha	水稻 露地野菜 施設野菜	1.30 0.40 0.20 ha	有	低コスト化 6次産業化	継続		○	○		
認農	■■ ■■	44 才	2 名	無	水稻 露地野菜	2.07 0.28 ha	水稻 露地野菜	6.07 0.28 ha	無	低コスト化	継続		○			
認農	■■ ■■	49 才	1 名	無	水稻 果樹 露地野菜	1.28 0.30 0.10 ha	水稻 果樹 露地野菜	3.50 0.62 0.20 ha	有	低コスト化	継続		○	○		

【 記載上の注意 】

※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体など

どの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。

※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。

※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)

※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／~~担い手はいるが十分ではない~~／担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	非農家で農地を相続した場合や高齢となり耕作できない状況になった場合など、耕作放棄地化する可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。
担い手の分散錯圖を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		今後、地域の話合いを進め、農地中間管理機構を積極的に活用する意向が強まったら、上記事項へ○をつけていく。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他[右欄に自由に記載]	○	

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者 (氏名)	年齢	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		利用しなくなる 農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)			農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		・西部地域は、大部分がに水稻地域であるため、特に水稻について他市の先進事例も参考に、企業参入や担い手への集積について検討を行う。 ・農産物の販路拡大のため直売所やITを活用したPRについても検討を行う。
複 合 化		
6 次 産 業 化		
高 付 加 価 値 化		
新 規 就 農 の 促 進		
そ の 他	○	

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付等の区分(m ²)			貸付等の 予定年度	農地中間管理 機構への貸付 を予定
				貸付	作業委託	売渡		

【 記載上の注意 】

※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※ 農地利用図の添付は必須ではありません。

人・農地プランの作成に向けた地域の話合い

要旨（東部地域）

1. 日時

平成27年7月23日（木） 17:00～19:30

2. 場所

見沼グリーンセンター会議室

3. 出席者

区分	人数
農業者（農業委員、認定農業者、新規就農者）	24名
農地の出し手	2名
JA 南彩	2名
農地中間管理機構	2名
さいたま農林振興センター	2名
さいたま市農業委員会事務局	1名
さいたま市農業政策課	4名
合計	37名

4. 制度説明

人・農地プラン及び農地中間管理機構について制度の説明を行った。制度への質疑については、下記のとおり回答した。

（1）人・農地プランの地域の話合いは、農振地域の農家を対象とした話合いなのか？

農地中間管理事業が実施できるのが農振地域内だが、人・農地プランについては、農振地域かどうかは、特段制限がない。人・農地プランの地域の話合いの対象としては、農振地域かどうかは問わず、岩槻区内に農地を持つ農家さん全体ということになる。

（2）人・農地プランの推進はどこが行うのか？

人・農地プランの作成は市で行う。農地中間管理機構を利用する際、誰が誰に貸し付けるかの計画（案）の作成も市で行う。ただし、地域の皆さんの意見を聴きながら、作成する必要があるのでご協力いただきたい。

（3）人・農地プランは何年続くものなのか？

現状終わりというの示されていない。農地とか担い手の問題というのはゴールがない問題なので、市としては、こういった話合いは継続して続けていきたいと思う。

- (4) 知り合いに農業委員会を通し、20年くらい貸し付けを行っている方がいるのだが、農地中間管理機構へ移行させることは可能か？また、その方が貸し手側に利益があるのか？

今現在、農業委員会を通し貸し借りをを行っている場合、合意解約の上、農地中間管理機構へ貸し付けを行うことはできる。しかし、この場合、出し手へのメリット措置である経営転換協力金については、対象とはならない。経営転換協力金は、新たに離農又は経営部門を減らした方が対象となる。この「新たに」とは、1年間以上自作をした方を対象としている。よって、合意解約してその後、1年未満しか自作を行っていない場合は、対象とならない。

- (5) 経営転換協力金を希望する場合、1年以上自作することが必要ということだが、作業委託でもいいのか？

従前の貸借を解約して1年以上の期間を経てから機構を介して再度契約する場合、返還している期間を作業委託で耕作して差支えない。但し、この場合は特定農作業受委託契約を結ぶ必要がある。

※特定農作業受委託契約とは？

農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を該当受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ該当収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいう。

①稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀

②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫

③その他の作目にあつては、①及び②に準ずる作業

特定作業受託を締結したい場合、上記の内容を具備する契約書を取り交わす必要がある。

- (6) 経営転換協力金で、全ての自作地から農業振興地域内の10a未満の農地は除くとあり畦畔を除くとあるが、昔の耕地整理で10a程度の区画にしたものは畦畔を除くと10a未満になってしまう。これも対象外となるのか？

例えば、離農する時に、1haの農地を持っているとして、半分の5,000㎡が市街化区域内にあり、残りの5,000㎡が農振地域内にあったとした

ら、農振地域内の 5,000 ㎡のみを機構に貸し付けばよく、市街化区域内の 5,000 ㎡はその先自身で耕作していても構わない。また、10a 未満の農地は除くというのは、農振地域内の 5,000 ㎡の内、そのうち 1,000 ㎡未満の農地であれば、自分が耕作する農地として取っておいて構わないということである。

(7) 人・農地プランと農地中間管理機構は別の問題なのか？

農地中間管理事業法ができる前から、農水省の方で人・農地プランの作成は推進されてきた。人・農地プラン自体は農地中間事業法の中に位置付けられている。人・農地プラン自体は農振地域外にも作成して構わないものである。人・農地プランは、その地域をどうしていくかというレイアウトを考えていく基礎となるものである。その中でも農振地域は今後農業を展開する土壌でありみんなで頑張っていかなければならない場所である。よって、そこについては、農地中間管理事業というものが働いてより進めやすくしましょうという一つの手段である。

(8) 今後地域の話合いをやるとして、どのように案内をしていくのか？

今年度は、農地中間管理機構が本格的に始まったのに併せ、8. 1 調査の方に農地の受け手と出し手の募集のチラシを同封させてもらった。人・農地プランの話合いについては、農業委員、認定農業者、市で把握している新規就農者、農地の出し手の方、また、農協を通じ農協理事の方へ通知を出した他、市のホームページでも地域の話合いを開催する旨と中心となる経営体として位置づけられたい方を募集する旨、掲載している。今後も地域の話合いを行う際には同じように周知を行う予定である。

5. 地域の話合い

(1) 今後の地域の中心となる経営体

今回、今後の地域の中心となる経営体への位置づけ希望者を調査した結果、認定農業者より 7 名の方が手を挙げた。この 7 名については、人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体として位置づけることについて、地域の合意を得られた。

(2) 担い手の確保状況

地域の担い手の確保状況については、7 名の位置づけ希望者がいたものの、東部地域全体でみると、担い手はいるが十分ではないと考えられる。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

現在、2 件の貸付意向申出書の提出を受けているものの、人・農地プランへの掲載内容や農地中間管理機構の利用可否について確認中であるため、今

回は掲載を見合わせている。今後は、より周知を進め、次の地域の話合いの際には、この欄に多くの出し手の方を掲載できるよう取り組んでいく。

(4) 今後の農地利用のあり方

【取組事項】

担い手に集積・集約化する

担い手の分散錯圖を解消する

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する

耕作放棄地を解消する

今後の農地利用のあり方については、出席者の意見を踏まえ全ての取組事項に○をつけるものとする。出席者からの意見については、下記のとおり。

- ・貸し手の人はまだまだいるだろうと思うが、アピールの仕方が足りない。また、貸し手へのメリットも足りないし、メリットを受けるのが難しい。もう少し簡単にメリットを受けられるようにしないとなかなか進まない制度だと思う。
- ・水田地帯と畑作地帯では土地の利用形態は異なるので、その辺はよく考えてほしい。
- ・農業はもともと土着的なところがあり、旧村単位とかより小さい単位での話し合いをしたほうが、より細やかな地域の特性を活かしたプランができると思う。
- ・東部地域は受け手はいるが、現状出し手がいらない。まずは、出し手へ周知をいかにするか、また、出すことによりどんなメリットがあるかを説明できなければならない。出し手へのメリットを明確にするような政策をとってほしい。そして、受け手は多くいるのでうまくマッチングさせてほしい。
- ・相続で農地を受けた人が耕作できず耕作放棄地が増えている。そういったことも、どうするか考えなければならない。
- ・土地の人の話ばかりで、農家経営の話が出てきてない。少し販路の話もでてきていたが、人・農地プランだけでは補えない部分についても考えて推進していってもらいたい。

(5) 農地中間管理機構の活用方針

【取組事項】

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農地中間管理機構の活用方針については、今後、必要に応じ農地中間管理機構を活用しながら、集積を目指すものとし、全ての項目に○をつけるものとする。(※出席者より反対意見なし)

(6) 今後の地域農業のあり方

【取組事項】

生產品目の明確化・複合化・6次産業化
高付加価値化・新規就農の促進

今後の地域農業のあり方については、J A南彩にて国の補助金を活用した集出荷施設の建設を予定しており、それを踏まえ高付加価値化へ○をつけるものとする。(※出席者より反対意見なし)

人・農地プランの作成に向けた地域の話合い

要旨（中部地域）

1. 日時

平成27年7月15日（水）14:00～17:30

2. 場所

見沼グリーンセンター会議室

3. 出席者

区分	人数
農業者（農業委員、認定農業者、新規就農者）	19名
農地の出し手	2名
JA さいたま	3名
農地中間管理機構	2名
さいたま市農業委員会事務局	1名
さいたま市農業政策課	4名
合計	31名

4. 制度説明

人・農地プラン及び農地中間管理機構について制度の説明を行った。制度への質疑については、下記のとおり回答した。

（1）農地中間管理機構を利用し農地を貸す場合、農地の相続税の猶予制度は継続できるのか？

相続税の納税猶予については、平成21年度以前は、20年間耕作すれば相続税が免除されることになっていた。しかしながら、平成21年の法改正により要件が変わり、免除には終身で耕作することが必要とされることになった。農地中間管理機構を利用し農地を貸す場合、納税猶予は適用されるが、注意してほしい点としては、あと数年で免除が確定する状況で新たに農地中間管理機構で貸し借りを行った場合、免除の要件が終身になってしまう点である。そのようなデメリットもあるので注意してほしい。

（2）市街化区域と調整区域の両方で納税猶予を受けている場合、調整区域でのみ貸し借りがされたとしても、両方とも終身が要件になってしまうのか？

市街化区域で生産緑地は元々が終身農地で活用することが条件で、他人に貸し付けることは出来ない。
調整区域での平成21年度以前に相続税納税猶予を受けている農地を、

中間管理事業で貸し付けた場合（特定貸付け）は、20年間営農継続による免除ではなく、終身農地としての利用となる。

以上から、市街化及び調整区域の農地を終身農地としての利用を継続する必要がある。

- (3) 農地中間管理機構が始まり、他地域で1年3ヵ月で100町のうち74町企業に貸し付けた実績があると聞いているが、どのような地域で、どのような経緯で、どのような貸し付け方を行ったのか伺いたい。

埼玉県では貸し付けの方向は4つに分かれると分析している。1つ目は、土地改良をこれからしようとする地域、羽生市や加須市。2つ目は、担い手が地域に全くいない地域で、新規就農者やイオンのような企業を入れなければならない地域、羽生市や加須市、日高市。3つ目は、集落営農組織が法人化した地域、熊谷市。4つ目は、分散錯綜した農地を交換により集積した地域、美里町、加須市、吉見町。これから、どのように進めるかは、どのタイプに属するか「人・農地プラン」の話合い等で検討していく必要がある。また、機構としてもどのような支援ができるかというのを検討していきたいと思う。

- (4) 農地中間管理機構が貸し付ける農地については、用水費等はだれが負担するのか？

用水費等の経常賦課金と呼ばれるものについては、地区によって負担者は異なる。県東部だと地主負担、県北部だと耕作者負担が一般的である。機構としては、耕作者負担が一般的であると理解している。機構で貸し付けた場合、耕作者の方からは賃料のみ徴収し、用水費等は、地区のルールによる負担者に直接請求がいくことになる。機構で手数料を取ったり補助金を足して支払ったりといったことはしない。

5. 地域の話合い

(1) 今後の地域の中心となる経営体

今回、今後の地域の中心となる経営体への位置づけ希望者を調査した結果、認定農業者より10名の方が手を挙げた。この10名については、人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体として位置づけることについて、地域の合意を得られた。

(2) 担い手の確保状況

地域の担い手の確保状況については、10名の位置づけ希望者がいたものの、中部地域全体でみると、担い手はいるが十分ではないと考えられる。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

現在、2件の貸付意向申出書の提出を受けている。それぞれ、田んぼを0.56ha、畑を0.57ha農地中間管理機構への貸し付けを希望している。

(4) 今後の農地利用のあり方

【取組事項】

担い手に集積・集約化する

担い手の分散錯圖を解消する

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する

耕作放棄地を解消する

今後の農地利用のあり方については、出席者の意見を踏まえ全ての取組事項に○をつけるものとする。出席者からの意見については、下記のとおり。

- ・特に見沼田圃は、相続などで分筆が進み、集積が困難。
- ・地権者がサラリーマン等で耕作していない方もおり、耕作放棄地になってしまっていてなかなか解消が難しい。
- ・遊休農地化を防ぐためにも、まずは、条件の整った農地を若い担い手の方へ集積し、その上で耕作放棄地の解消についても考えてはどうか？
- ・実際に耕作放棄地対策に取り組んでいる農業者の方もいる。
- ・市のアクションプラン等でも耕作放棄地の解消を挙げているが進んでいない。
- ・耕作放棄地の認識が国と市で異なる。耕作放棄地として認定して改善させないのか？
- ・見沼田圃公有地化制度（土地水政策課）で機構が管理しているところも、管理がいきとどいていない。
- ・地域の話し合いの中で、地域として借り受けた農地の管理の基準を設けていくことも必要なのではないか。
- ・賃料は地域ごとに決めたらどうか？
- ・最近、吉川、加須、越谷あたりで農産物の生産が増えていてすごいと思う。機構と行政、JAなどで一体的に押しているからだと思う。農業者はこういった情報に疎い。各個人での直売、観光農園等はしているが、これから新規就農者がくるので、できればJAや普及センターや市が連携して他市のような先進的な取組をしてほしい。
- ・担い手としては、規模拡大した後の販路の確保も大切。
- ・個人個人での販売が多く、地域としての連携が少ない。新規就農の方も夢を持って就農できるような話し合いにしたい。
- ・農地の出し手、受け手を募集する制度が農地中間管理機構に関するものと農業委員会で行っているものとあってわかりにくい。
- ・農地の出し手と受け手では、それぞれメリット、デメリットが違うので、話し合いは分けた方がいい。
- ・周知を進め、情報をより集めてから話し合いを行うべきではないか？農業委

員も含め、もっと地域に入って行って、今後農業を継続していけるが問いかけ、できないようなら農地を出してもらおうようにしていけないといけないと思う。

- ・農地の貸し借りの制度について、まだまだ周知が足りない。理解が得られれば出し手も増えるのではないか？

(5) 農地中間管理機構の活用方針

【取組事項】

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農地中間管理機構の活用方針については、今後、必要に応じ農地中間管理機構を活用しながら、集積を目指すものとし、全ての項目に○をつけるものとする。(※出席者より反対意見なし)

(6) 今後の地域農業のあり方

【取組事項】

生產品目の明確化・複合化・6次産業化
高付加価値化・新規就農の促進

今後の地域農業のあり方については、特にこの地域には新規就農の方が多いため、今後は地域の担い手の方の意見を伺いながら、新規就農の方が入りやすいような地域づくりに取り組むため、新規就農の促進に○をつけるものとする。(※出席者より反対意見なし)

(7) その他

中部地域では、地域の担い手及び農業委員より、一人ずつこれからの地域農業についての考えについて発言を行った。

○地域の担い手

- ・イチゴの観光農園をやっており、今後もハウスの規模を拡大したいと考えている。今後も人・農地プランに位置付けられるような経営を行っていきたいと思う。地域にはお手本になるような先輩もいる。自身が農業を始めて12年経つが、最近担い手という言葉を見ると自分のことを指すのだろうと思うようになった。また、自分の果たすべき責任も感じるようになった。やりがいをもって農業をやっており、周辺の観光農園を

やられている方たちと連携し、農業のテーマパークのようなものを目指してがんばっている。地域として責任を果たせるような立場になりたいと思う。(認定農業者)

- ・もっと勉強したいと思う。市でそういう機会を増やしてもらえたらと思う。農協とかにも卸したいと思うが、さいたまにはちゃんとしたルートがなく、岩槻や越谷にはある。販路拡大のため、市で話し合える場を用意してもらえると助かる。(新規就農者)
- ・研修期間が来年までで、それ以降に独立してやっていかなければならない。今日話したような内容が、自分が独立するときにどれくらい実現されているのか不安を感じる。始めたら努力次第であるが、話合いの内容が実現することは、担い手のやる気にもつながると思うので、自分自身も協力したいと思う。これからは勉強していかなければならないとも思う。また、自分は見沼田圃に就農を希望しているが、見沼田圃のような場所はなかなかない場所であり、財産だと思う。話合いの内容も見沼田圃には必要なことだと思う。今後は、地域ごとにイベントなどを開催したら、盛り上がるのではないかなと思う。(新規就農者)
- ・家は、市街化区域の真ん中だが、露地野菜と施設野菜を見沼田圃でやっている。今年50になって考えるが、やはり税制上の問題はどうしても越えられない問題である。自分も貸してほしいという話をしていったことがあるが、相続税の猶予を受けていることや生産緑地であることから貸すことができないと言われた。また、見沼田圃だと台風が来ると水没してしまうような基盤整備のできてない農地しか借りられないといったことがあった。今回は、家の近くで農地が借りられればと思い参加したが、市街化区域に住んでいると、農業振興地域が何かということも知らなかった。貸す側の方の税制上の問題や基盤法などの貸し借りについての理解不足が感じられる。(認定農業者)
- ・見沼田圃で3年ほど研修を受け、そろそろ自立することを考えている。上尾市に住んでいるが、都心にこれだけ近い場所で農業ができるということは、素晴らしいことだと思う。都心の大学の友達などからは、さいたま市で農業ができるんだと言われることが多い。今回出席している方は、さいたま市の農業を本当によくしたいと思って話し合っているのだと思う。自分はまだまだだが、これから色々なものを吸収しさいたま市の農業を盛り上げていきたいと思う。(新規就農者)

○農業委員

- ・農業委員として、参加させていただいたが、我々はこれまで農業一筋で来た。若い時からもっと勉強していればとも思うが、なかなかそういうわけにもいかず、至らない点があり申し訳ないと思う。農業委員一丸となり今後の担い手のために何かできないかと考えている。
- ・自身も認定農業者として植木を生産している。もう50になり、新規就

農者の方をうらやましく思う。自分も脱サラし、20年前に新規就農した。農業委員として、参加したが一朝一夕では結論がでるものではなく、議論を積み重ねることが必要だという感想をもった。今後の成り行きに注目するとともに、自身も一助になれたらと思う。

- ・人・農地プランでの意見は大変参考になった。自身も頑張っていきたいと思う。
- ・話し合いを通じ、耕作放棄地や税制上の問題がいかに大きいかということを感じた。また、今の新規就農者の次の世代、この先の担い手のことも考えていかないとと思う。
- ・人・農地プランと言っても、人を育てなければいくら農地の貸し手がいっても意味がないのではないかとと思う。農家は、物を育てるのはプロであるが、これをいかにお金にするかということが大切。農家は後継者はいるが、農業で十分な収入が得られないため、勤めさせることになる。自然相手なので収入の計算が難しく、そのあたりも肝に銘じてやってほしい。農業は花のある農業、儲かる農業をしないと若い人はついてこない。千葉や茨城に比べると埼玉は農業に対する支援は薄いと思う。そういったこともあるが、皆さんで新しい農業を築いて行ってほしい。
- ・色々な方の話を聞いたが、特に若い方の意見に感銘を受けた。農業委員として全力で応援していきたいと思う。一つ気になるのは、若い方はいいが、今後仕事を定年し、60で就農をする希望する人もいると思う。農地には生産以外にも多面的な機能があるので、そういった面での利用も考えていく必要がある。
- ・さいたま市には、120万人の消費者、マーケットがある。それをどう利用するか考える必要がある。人・農地プランでは、この地域は農地の集積をして、この地域は観光農園をする、または直売をするなど、地域ごとに分けていかないとなかなか夢のあるプランはできないのではないかな。
- ・今、農業は厳しい状況であり、遊休農地は増えている。この前、地域の方々の協力のもと、野焼きをした。手続きも煩雑だし、なかなか上手く焼けなかったりと大変だった。つくづく農地を管理するのは大変だと思った。今度は浦和も岩槻も協力し、基盤整備をやろうとしている。しかし、地域の特に高齢の方は無関心な方が多い。自分は、自分たちの孫の世代に夢を与えるために基盤整備に取り組んでいる。今後も地域と協力して、次の世代に夢を与えられるようやっていきたいと考えている。
- ・農地の出し手の方はまだ2件しかない。まだ、周知が全然足りないということだろう。もう少し、農業委員、農協等は、地域で話し合っ、もう少し出し手の掘り起こしをしたいと思う。相続の問題もクリアできることもあるのに説明が足りていない。今後は出し手の発掘に取り組んでいきたい。

人・農地プランの作成に向けた地域の話合い

要旨（西部地域）

1. 日時

平成27年7月15日（水） 10:00～12:00

2. 場所

見沼グリーンセンター会議室

3. 出席者

区分	人数
農業者（農業委員、認定農業者）	8名
JA さいたま	4名
農地中間管理機構	2名
さいたま農林振興センター	1名
さいたま市農業委員会事務局	1名
さいたま市農業政策課	1名
合計	20名

4. 制度説明

人・農地プラン及び農地中間管理機構について制度の説明を行った。制度への質疑については、下記のとおり回答した。

- （1）集積を進めていけば農振地域以外の農地も集積する必要がでてくるが、農地中間管理機構では、それらの農地は借り受けないのか？

法律で定められているため、農地中間管理機構で借り入れる農地は農振地域とさせていただいている。それ以外の市街化調整区域内農地であればさいたま市では農協が農用地円滑化団体となっているため、そちらの方の活用を考えてほしい。ただし、市街化区域内農地については、生産緑地法等で自身で耕作するようにとされているため、農地中間管理機構や農用地円滑化団体への貸し付けや農業経営基盤強化促進法での貸し付けはできないと考えられる。

- （2）農地中間管理機構で借り受ける農地に下限面積はあるのか？

借り受ける下限面積に基準はないが、地域の状況に応じ、例えば水稲地域であれば1反だと狭いとか、地域によっては3反でも狭いということもある。

- (3) 相続で受けた農地などは、地域に協力者がいないため耕作放棄地になってしまう。農地中間管理機構にてそういった農地も借り入れてもらえないか？

機構にて受け手が見つからない農地も借り受け管理するという考え方もあるが、機構が借り受けた時点で賃料がかかり、また、管理するにも費用がかかるため、そこに税金が投入されるということになる。放っておくと耕作放棄地になってしまう農地を借り受け、耕作放棄地になるのを未然に防ぐというのは、農地中間管理事業の趣旨に沿うものではあるが、できたら農地の情報をもとに担い手を探し、少しでも税金がかからない形で事業を行いたい。

- (4) 農地中間管理機構で一旦借り受け、土地改良をしたりして貸し出すということはしないのか？

法律上、現状を改良するには借受先が見つかることが要件になっている。そのため、現状だと雑草が生えていて借り手がいない農地であっても、雑草を刈れば借り手がいる場合は対応する。

- (5) 農地中間管理機構を利用した場合、マイナスの賃料での貸し付けは可能か？

マイナスの賃料ということは、地権者から受け手へお金を支払うということであり、これは農作業委託ということになる。賃料は0円で水利費は耕作者負担という例はあるが、地権者から預かったお金を耕作者へ渡すということとは行っていない。使用貸借は例があり、地権者からも耕作者からもお金をとらないというパターンはあり得る。

- (6) 農地中間管理機構を利用した場合、水利費等はどのように対応されるのか？

水利費や排水費、パイプラインの使用の際の電気代等の費用については、もともと耕作者に代わって地権者が支払っている地域では、それを踏襲しているし、耕作者自身が支払うことになっている地域もある。これらの費用は耕作者が負担するが一般的であると考えているため、最終的には賃料で水利費等の分も調整するのが適当だと思う。地域によってもまちまちなので、その都度調整させてほしい。

- (7) 農地中間管理機構を利用して農地を借り受けたが、周辺との関係がうまくいかない等の理由で、契約の途中で借り受けをやめた場合、違約金などはかかるのか。また、その後その農地はどうなるのか？

途中で受け手が耕作できなくなった場合、双方の合意により解約することが可能である。その他、受け手が借り受けた農地を荒らしてしまった場合は、機構と受け手との契約の中で解約できる旨を記載している。解約に際し、違約金等は特にない。また、受け手が、途中で解約した場合、契約期間が残っていれば、最長2年間は機構で管理しつつ、借受希望者を募集する。

- (8) 農地中間管理機構より借り入れた圃場が遠く、機械を置く場所等が必要な場合は、農機具小屋等の設置はできるのか？

法令を遵守した形であれば農機具置き場を設置することも問題ないが、地権者の了承も必要である。また、最近は盗難も多いので気を付けてほしい。

- (9) 土地改良地域外の農地中間管理機構での農地の借り入れ事例はあるか？

土地改良事業を行っていない場合でも、地域である程度まとまりがあれば、機構で借り受け、転貸を行った実績はある。確かに土地改良事業を行っている地域の方が、農地中間管理事業との相性はいいが、機構ではそれに限らず借り受けを行っているので、ぜひ活用してほしい。

5. 地域の話合い

(1) 今後の地域の中心となる経営体

今回、今後の地域の中心となる経営体への位置づけ希望者を調査した結果、認定農業者より4名の方が手を挙げた。この4名については、人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体として位置づけることについて、地域の合意を得られた。

(2) 担い手の確保状況

地域の担い手の確保状況については、4名の位置づけ希望者がいたものの、西部地域全体でみると、担い手はいるが十分ではないと考えられる。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

今年度より、農地の出し手及び受け手の募集を行っているが、現状、西部地域にて農地の出し手として申し出た者はいない。そのため、今回は空欄とする。

(4) 今後の農地利用のあり方

【取組事項】

担い手に集積・集約化する
担い手の分散錯圖を解消する

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
耕作放棄地を解消する

今後の農地利用のあり方については、出席者の意見を踏まえ全ての取組事項に○をつけるものとする。出席者からの意見については、下記のとおり。

- ・ 水稻については、水路の整備等ができているため、受け手はいると思う。しかし、相続により営農するつもりがない人が農地を持つことにより、受け手が集積しづらくなっている。
- ・ 耕作放棄地の防止には、夏の時期は週1回トラクターで耕すか強力な除草剤を使用する必要がある。相続で営農するつもりがない人が農地を持つことは、耕作放棄地の原因になっている。
- ・ 生産しても売り先がないことがある。自分も6次産業化を行い、市場の拡大に取り組んでいるが、売り先の管理も機構に行ってほしい。
- ・ 今の時点では農地中間管理機構は大事な制度だと思う。後継者がいないというのは、農業が生活できる収入源にならないということだと思う。そのため、後継者にあたる人は勤めに出てしまっている。こういうことがあるので、遊休農地が増えたり、耕作放棄地になったりする。採算があうような農業経営ができるよう、生産指導や販売先の確保ができるよう進めてほしい。現在は外国産のものも多く、国産が余ってしまっている。自身も販売について努力しているが、行政でもこのような状況を見直してほしい。

(5) 農地中間管理機構の活用方針

【取組事項】

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農地中間管理機構の活用方針については、今回はその他に○をつけ、今後、積極的に機構を利用する意見が強まれば○をつけるものとする。

(6) 今後の地域農業のあり方

【取組事項】

生産品目の明確化・複合化・6次産業化
高付加価値化・新規就農の促進

今後の地域農業のあり方については、出席者の意見を踏まえその他に○を

つけるものとする。出席者からの意見については、下記のとおり。

- ・西部地域は、果樹や野菜をやっている方もいるが、やはり水稻地域である。特に問題になっているのは、水稻地域であるので水田をどうするかということを考える必要がある。
- ・山梨県北杜市の行政の遊休農地への取組として、水田をトマトのハウスにして400人の雇用を生んでいるというニュースを見た。さいたま市でもこういった取組を検討してほしい。
- ・農産物の販路拡大のため道の駅やITを活用したPRも必要となる。作るだけでなく、売り先についても考えなければならない。

人と農地の問題解決に向けて

「人・農地プラン」と「農地中間管理機構」

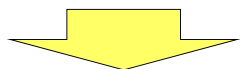
平成27年7月15日
見沼グリーンセンター
平成27年7月23日
JA南彩岩槻営農経済センター



さいたま市の現状(アンケート調査結果)

○設問1

あなたの集落・地域の農業（人と農地）は放っておくと10年後にはどのようなになっていると思いますか？



- 担い手の高齢化・後継者不足は共通課題
 - 10年後には農地が守っていけないのでは？
- 実際に平成2年～平成22年の20年間で農家戸数は約1200戸減少！

さいたま市の現状(アンケート調査結果)

○ 設問2

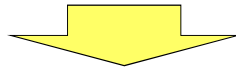
あなたの集落・地域には、現在、今後の地域農業の中心となる経営体がありますか？

○ 設問3

あなたの集落・地域の農業を持続可能なものとするために、今後どうしたらよいと思いますか？

○ 設問4

あなたの集落・地域に青年就農者（新たに就農する若い人）が入ってくる必要があると思いますか？



- 担い手はいるが十分ではない。
- 個人・法人問わず、集積の対象を増やす必要がある。
- 長期的にみると新規就農者も必要。



さいたま市の現状(アンケート調査結果)

○ 設問5

あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）は、地域の中でどういう位置付けだと思えますか。

○ 設問6

あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）を、今後どうしていくおつもりですか。



- 農地の受け手となる意向の方は少ない。
- 今後は農地の出し手が増えていく。
- 地域として新規就農者を積極的に受け入れていく体制も必要。



さいたま市の現状(まとめ)

今はまだ大丈夫だと考えていても、5年後、10年後を考えると、現在の担い手だけで全ての農地を守っていくのは難しい…



- **担い手不足や耕作放棄地などの「人と農地の問題」は、個人で解決するのは難しい問題。**
- **「人・農地プラン」地域の話合いをきっかけに、地域としての取組を検討していきましょう。**

さいたま市の「人・農地プラン」作成手順

○ **ステップ1** 市での準備

平成24年度にアンケートを実施

○ **ステップ2** 地域の話合い

詳しくは後半で説明

○ **ステップ3** 検討会

地域の話合いを踏まえた原案を作成し、検討会を開催

○ **ステップ4** 決定

市で「人・農地プラン」を決定・公開

継続した話合いの実施が重要！

- **最初からパーフェクトなプランにする必要はありません！**
- 継続的に話合いを行い、少しずつ地域農業の解決に向けた具体的な取組を考えていきましょう。
- **少なくとも年1回はプランの見直しを！**
- 地域の話合いは、必要に応じ何度でも開催できます。

さいたま市版「人・農地プラン」の目標

- **課題を共有し、解決に向けて取り組む地域の意識づくり**
- **課題解決に向けたそれぞれの役割の整理**
- **最終的には、農地の集積が地図にできるよう！**

さいたま市版「人・農地プラン」の目標

現在→話合いの開催が大きく**3地域**



将来→より**小さい範囲**での話合いへ

出典：さいたま市農地プラン

「人・農地プラン」に関する支援措置

地域の中心となる経営体への支援

- 青年就農給付金（経営開始型）
- スーパーL 資金の貸付当初5年間実質無利子化
- 経営体育成支援事業

<実施可能時期>

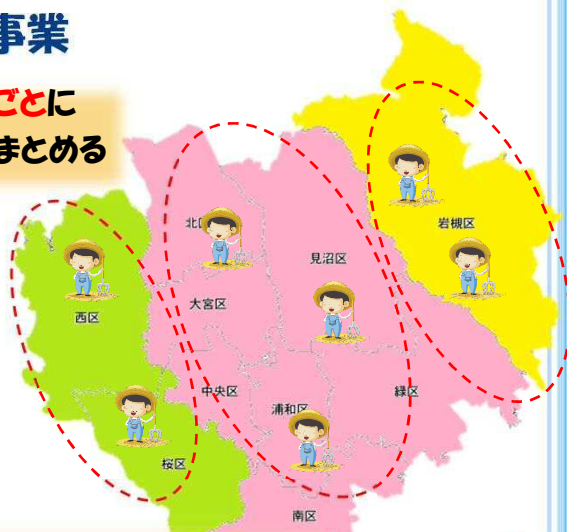
- 青年就農給付金・経営体育成事業
→**来年度分は1～2月に要望調査**
- スーパーL 資金
→**地域の話合い後**より可能

経営体育成支援事業

「人・農地プラン」の地域ごとに
助成を希望する方をとりまとめる

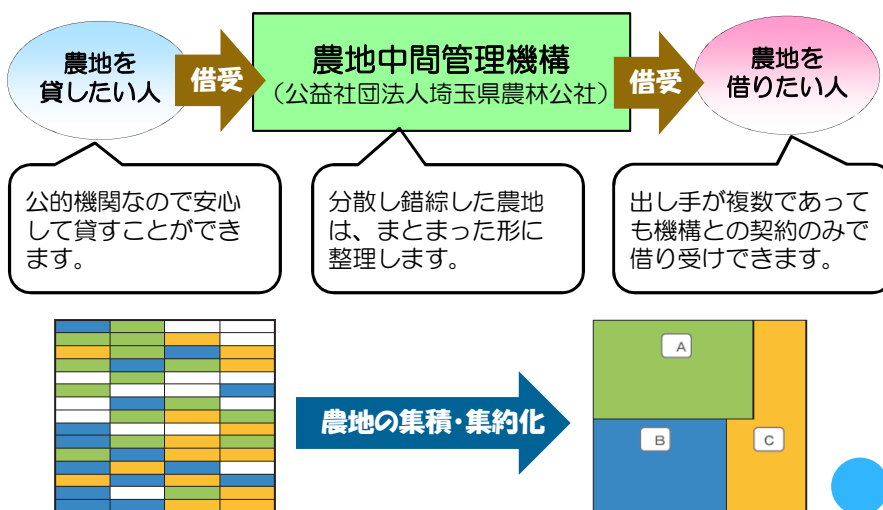
助成を希望する方が
配分基準表に沿った
取組を行うことで
ポイントが加算される

同じ「人・農地プラン」の地域でまとめて
助成を希望した方がポイントが高くなる！



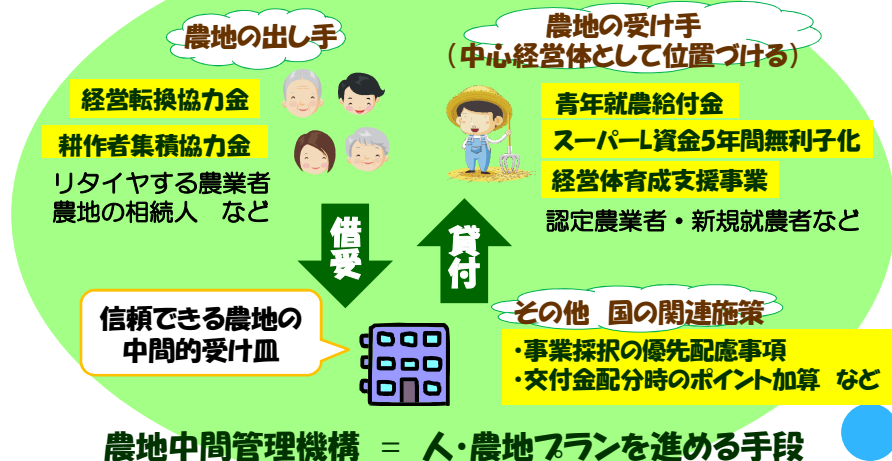
出典：農林水産省

農地中間管理機構とは？



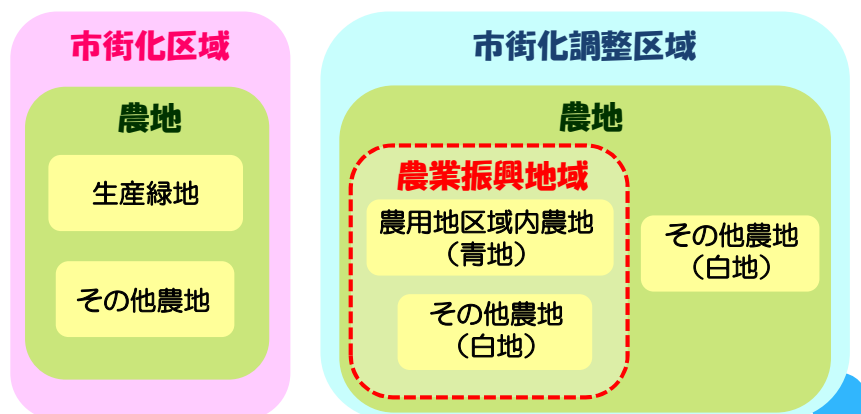
人・農地プランと農地中間管理機構の関係

人・農地プラン = 地域の話合いの内容を書面にしたもの



農地中間管理機構が借り受ける農地

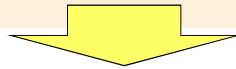
- 農業振興地域の区域内の農地であること



農地中間管理機構が借り受ける農地

4つの基準により判断

- 農地としての利用が著しく困難でないこと
- 当該地域に十分な借受希望者が確認できること
- 当該農地の賃料等が適切であると判断されること
- その他農地の利用の効率化等に資すると見込まれること



耕作放棄地や受け手見込みのない農地は借受ができません！



農地中間管理機構に関する支援措置

地域の話合いを行った地域への支援

- 地域集積協力金

農地の出し手への支援

- 経営転換協力金
- 耕作者集積協力金

<実施可能時期>

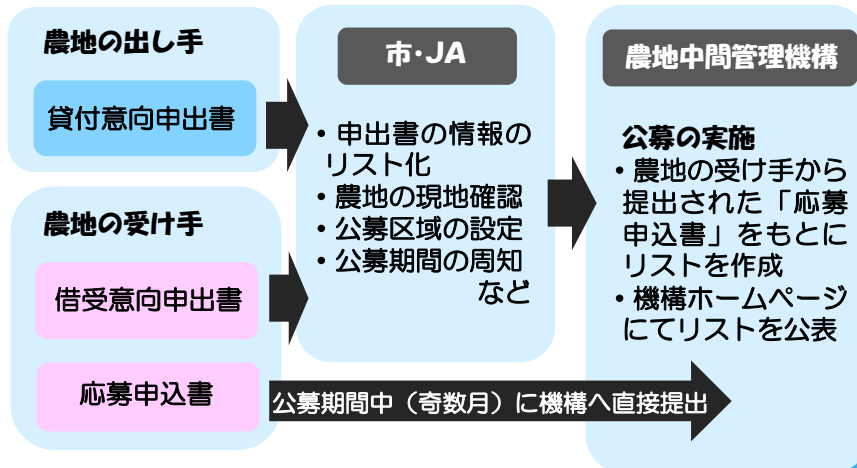
○ 全ての支援措置

→ **今年度は9月に追加要望調査**

→ **来年度分1～2月に要望調査**



農地中間管理機構の活用手順 (申込書類の提出)



公募の様子(農地の受け手)

農地中間管理事業における借受希望者一覧

平成27年5月7日～平成27年6月8日公募分

希望地区名		氏名又は名称	農業者の状況			希望する農地						
市町村名	地区名		募集地区内の農業者	募集地区外の農業者	新規参入者	農用地等の種類(m ²)					栽培予定作物	
						田	畑	樹園地	その他	合計		
嵐山町	大字古里	農事組合法人らんざん農業		○		6,917					6,917	稲・麦・大豆
嵐山町	大字勝田	農事組合法人らんざん農業		○		2,919					2,919	稲・麦・大豆
嵐山町	大字越後	農事組合法人らんざん農業		○		3,166					3,166	稲・麦・大豆
川島町	全域	小暮 宏幸	○			50,000					50,000	稲
川島町	全域	長谷部 将久			○	50,000					50,000	稲
吉見町	西吉見東部土地改良地区内	森田 義政		○		200,000					200,000	稲・麦・大豆
行田市	大字荒木	藤野 安康	○			10,000					10,000	稲
加須市	全域	中森 剛志			○	50,000					50,000	稲・麦
加須市	全域	江原 百合子	○			15,000	5,000				20,000	稲・麦・大豆・露地野菜
加須市	全域	武沢 博	○			20,000	1,000				21,000	稲・露地果樹
春日部市	大字們	大塚 栄一	○			70,000					70,000	稲
久喜市	藤瀬町新堀	アグリグリーン㈱		○		32,995					32,995	稲
白岡市	下大崎	アルファイバーション㈱		○			15,876				15,876	露地野菜

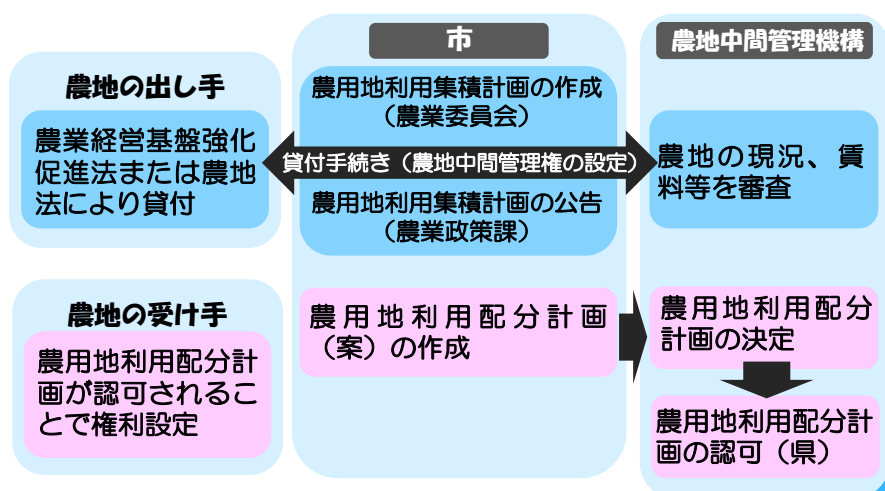
- 埼玉県農林公社（農地中間管理機構ホームページ抜粋）

公募の様子(貸付希望農地)

募集期間	募集市町村	募集地区	農用地等の特徴 (土地改良)	担い手の 状況
平成27年7月1日 ～ 平成27年7月31日	さいたま市	さいたま市緑区 大字南部領辻	田・平坦(未整備)	少ない
	鴻巣市	全域	田・平坦(10a区画整備済・ 一部30a区画整備済あり)	やや 多い
	北本市	全域	田・平坦(一部10a～20a区画整 備済) 畑・平坦(一部10a～20a区画整 備済)	少ない
	毛呂山町	大字葛貫	田・平坦(未整備) 畑・平坦(未整備)	少ない
	美里町	古郡地区	田・平坦(30a区画整備済) 畑・平坦(30a区画整備済)	多い

- 埼玉県農林公社（農地中間管理機構ホームページ抜粋）

農地中間管理機構の活用手順 (貸し借りの手続き)



質疑応答



地域の話合い資料

(当日用)



1. さいたま市の現状

さいたま市では、平成24年度に「人・農地プラン」作成に向け、地域農業の状況や将来の意向を確認するためのアンケート調査を実施しました。（配布数 6561 票・有効回答数 4901 票・回収率 74.7%）

<設問及び結果>

設問1：あなたの集落・地域の農業（人と農地）は、放っておくと10年後にはどのようなになっていると思いますか。（単数回答）

選択肢		全体	
		件	%
1	遊休農地は発生せず、各世代の農業者によって持続的な農業が営まれており、問題のない状態である。	151	3.1
2	問題が生じている	3891	79.4
	未回答	859	17.5
合計		4901	

上記で「2 問題が生じている」を回答した人のうち、問題と思われる理由は何ですか。（複数回答可）

選択肢		全体	
		件	%
2-1	農地が利用されず遊休農地が増加する。	1953	50.2
2-2	地域を支える安定した経営体（個人・法人・集落営農）がない。	729	18.7
2-3	若年の農業者が減少し、高齢化が一層進む。	3035	78.0
	未回答	11	0.3
合計		3891	

設問2：あなたの集落・地域には、現在、今後の地域農業の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）がいますか。（単数回答）

選択肢		全体	
		件	%
1	いる	440	9.0
2	いない	3008	61.4
	未回答	1453	29.6
合計		4901	

設問3：あなたの集落・地域の農業（人と農地）を持続可能なものとするために、今後どうしたらよいと思いますか。（単数回答）

選択肢		全体	
		件	%
1	何もしなくてよい	965	19.7
2	存在する地域の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）に農地を集積し、そこに青年就農者（新たに就農する若い人）が参加していくことが必要である	1287	26.3
3	今後、地域の中心となる経営体を創出し、そこに農地を集積したり、青年就農者が参加したりすることが必要である	792	16.2
	未回答	1857	37.9
合計		4901	

上記で「2存在する地域の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）に農地を集積し、そこに青年就農者（新たに就農する若い人）が参加していくことが必要である」を回答した人のうち、集積の対象として適当と思う経営体は誰だと思いますか。（複数回答可）

選択肢		全体	
		件	%
2-1	個人	453	30.7
2-2	法人	502	34.0
2-3	集落営農	478	32.4
	未回答	42	2.8
合計		1475	

上記で「3今後、地域の中心となる経営体を創出し、そこに農地を集積したり、青年就農者が参加したりすることが必要である」を回答した人のうち、地域の中心となる経営体の候補は誰だと思いますか。（複数回答可）

選択肢		全体	
		件	%
3-1	集落内の個人	249	22.7
3-2	集落内の法人	208	19.0
3-3	集落営農	225	20.5
3-4	集落外の個人・法人	201	18.3
3-5	一般企業	184	16.8
	未回答	30	2.7
合計		1097	

設問4：あなたの集落・地域に青年就農者（新たに就農する若い人）が入ってくる必要があると思いますか。（単数回答）

選択肢		全体	
		件	%
1	既に必要数の青年農業者がおり、特に必要ない。	536	10.9
2	現在は必要としていないが、将来を考え、早い段階で確保する必要がある。	1555	31.7
3	今すぐ確保する必要がある。	931	19.0
	未回答	1879	38.3
合計		4901	

上記で「2現在は必要としていないが、将来を考え、早い段階で確保する必要がある。」を回答した人のうち、青年就農者はいると思いますか。（単数回答）

選択肢		全体	
		件	%
2-1	青年就農者の候補はいる	164	10.5
2-2	青年就農者の候補はいない	1239	79.7
	未回答	152	9.8
合計		1555	

上記で「3今すぐ確保する必要がある。」を回答した人のうち、青年就農者はいると思いますか。（単数回答）

選択肢		全体	
		件	%
3-1	青年就農者の候補はいる	50	5.4
3-2	青年就農者の候補はいない	833	89.5
	未回答	48	5.2
合計		931	

設問5：あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）は、地域の中でどういう位置付けだと思いますか。（単数回答）

選択肢		全体	
		件	%
1	地域の中心となる経営体である。	142	2.9
2	今は地域の中心となる経営体ではないが、将来的には目指していく考えである。	321	6.5
3	今も地域の中心となる経営体ではなく、将来的にも考えてはいない。	3063	62.5
	未回答	1375	28.1
合計		4901	

設問6：あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）を、今後どうしていくおつもりですか。

《農地の考え方について（単数回答）》

選択肢		全体	
		件	%
1	農地の受け手となり規模を拡大していく	103	2.1
2	現状維持とする	2657	54.2
3	農地の出し手となる	855	17.4
	未回答	1286	26.2
合計		4901	

《後継者に対する考え方について（単数回答）》

選択肢		全体	
		件	%
1	後継者の目処はついている	1499	30.6
2	後継者の目処はついていない	2102	42.9
	未回答	1300	26.5
合計		4901	

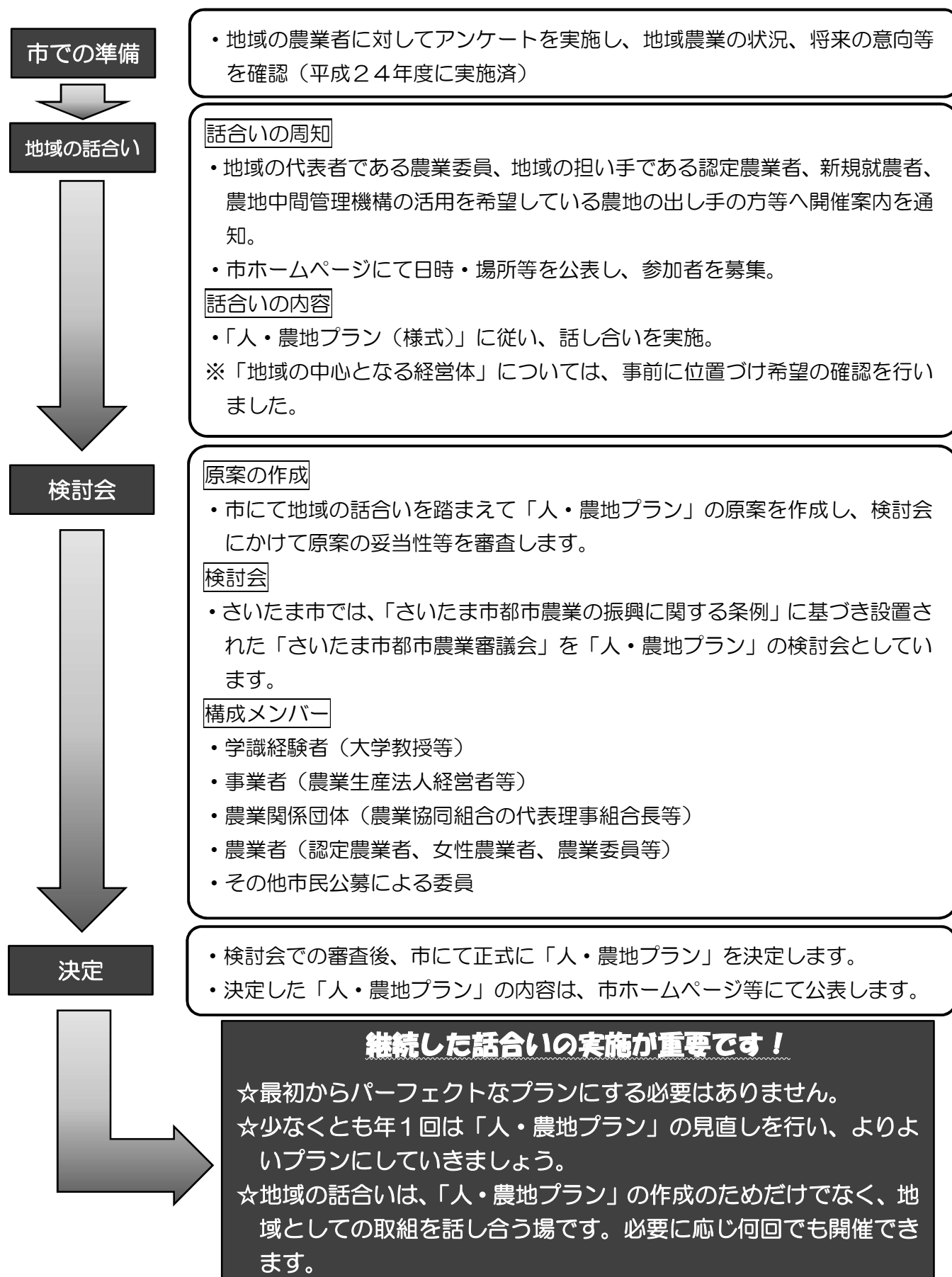
上記で「1 後継者の目処はついている」を回答した人のうち、後継者の候補は誰だと思いますか。
（複数回答可）

選択肢		全体	
		件	%
1-1	経営者の家族	1268	81.6
1-2	法人の役職員	37	2.4
1-3	集落営農の構成員	66	4.2
1-4	その他	156	10.0
	未回答	27	1.7
合計		1554	

※ 個人情報を含む回答及び自由記載部分の回答については、割愛させていただいております。

2. さいたま市の「人・農地プラン」

(1) さいたま市での「人・農地プラン」作成の手順



(2)「人・農地プラン」に「中心経営体」として位置付けられた方及び農地中間管理機構より農地を借り入れている方への支援措置

1. 新規就農者への支援（青年就農給付金（経営開始型））

支援措置

農業を始めて間もない時期に給付金を給付

給付対象者

原則45歳未満で独立・自営就農する方

給付額

150万円／年（最長5年間）

※別途、市より青年等就農計画の認定を受け、認定新規就農者となる必要があります。

2. 認定農業者等への支援

①金融支援（スーパーL資金）

支援措置

スーパーL資金の貸付当初5年間実質無利子化

貸付対象者

認定農業者

主な用途

農地取得を含む施設整備、長期運転資金等

償還期限

25年以内（うち措置期間10年以内）

貸付限度額

個人：3億円（複数部門経営等は6億円）

法人：10億円（常時従事者数に応じ20億円まで）

取扱金融機関

（株）日本政策金融公庫

②農業用機械等の導入支援（経営体育成支援事業）

支援措置

融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について助成金を交付

助成対象者

認定農業者・認定新規就農者

対象事業

①または②に該当する事業でa～fの基準を全て満たすもの

【事業内容】

①農産物の生産、加工、流通、その他農業経営の開始もしくは改善に必要な機械または施設の改良もしくは取得

②農地等の改良、造成または復旧

【基準】

a. 単年度で完了すること

b. 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること

- c. 原則として事業の対象となる機械又は施設は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの（中古農業用機械の場合は2年以上）であること
- d. 運搬用トラック、パソコン、倉庫等汎用性が高いものでないこと
- e. 成果目標に直結するものであること
- f. 農業経営改善計画（認定農業者）、青年等就農計画（認定新規就農者）の内容に即したものであること

助 成 額

①～③により算出した額のうち一番低い額（上限300万円）

①事業費×3／10

②融資額

③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

事業実施地区

適切な「人・農地プラン」を作成した地域

配 分 基 準

「人・農地プラン」の地域内で助成を希望する経営体が、下記「配分基準表」の取組を行うことでポイントが加算されます。また、ポイントの合計により優先順位が決まり、県から市への配分額が決定します。

※ ポイントが少ないと、助成金が配分されない可能性があります。

配分基準表

	取組の内容	点数
①経営面積の拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年前より経営面積が拡大しており、アからウまでのいずれかの取組に該当している。	
	ア 農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より4ha以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 3点
	イ 目標年度に現状より2ha以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 2点
	ウ 上記ア及びイに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 1点

	取組の内容	点数
②耕作放棄地の解消	事業実施前3年度内に、それまで過去1年以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等を行い、現在、当該農地を活用している。	1 経営体につき 1 点
③6次産業化	自らが農産物(その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。)の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築している。若しくは、事業実施前3年度内に自らが農産物(その過半が自らが生産した農産物に限る。)の輸出に取り組んでいる(他者との連携による取組を含む。)	1 経営体につき 1 点
④高付加価値化	事業実施前3年度内に農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組んでいる。	1 経営体につき 1 点
⑤農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。	1 経営体につき 1 点
⑥経営コスト縮減	事業実施前3年度内に作業の効率化、単収の向上、生産資材の効率的利用、経営管理費の削減等により、コスト削減に取り組んでいる。	1 経営体につき 1 点
⑦農業経営の法人化	現在、法人化している。	1 経営体につき 2 点
⑧雇用	外部から常時雇用している。 なお、臨時雇用は、事業実施前1年度内の雇用者について延べ240人・日を常時雇用1名として算定する。	1 経営体につき 1 点
以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 過去5年以内に融資(機械・施設の整備に必要な資金に限る)を受けて雇用を拡大している場合は、常時雇用の増加1名につき1点加点する。 b 農の雇用事業を活用している経営体である場合には、2点加点する。		

	取組の内容	点数
⑨新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定新規就農者又は認定農業者である場合に限る。	1 経営体につき 2点
45 歳までに就農した者である場合は、1 経営体につき3点加点する。		
⑩農業者の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	1 経営体につき 1点
以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 農業研修生が青年就農給付金(準備型)の給付を受けている者である場合には、当該農業研修生1名につき1点加点する。 b 事業実施年度までに農業研修生を独立させ、青年就農給付金(経営開始型)の給付を受ける経営体(給付要件を満たさなくなった者を含む。)を育成した場合には、独立した経営体ごとに1点加点する。		
⑪女性の取組	以下のいずれかの取り組みである ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を超える法人又は任意組織	1 経営体につき 3点

(4) 支援措置の実施可能時期

○新規就農者への支援(青年就農給付金)・農業用機械等の導入支援(経営体育成支援事業)

国の制度であるため、事前に県を通じ国へ要望を出す必要があります。今年度の予算については、すでに要望調査が終了しており、今後追加募集があるか未定であるため、来年度以降の実施となる見込みです。

※来年度以降、事業実施する希望がある場合は、年度内に国へ要望を提出します。国からの要望調査は例年1～2月頃です。市での予算措置もありますので、希望がある場合はお早めにご相談ください。

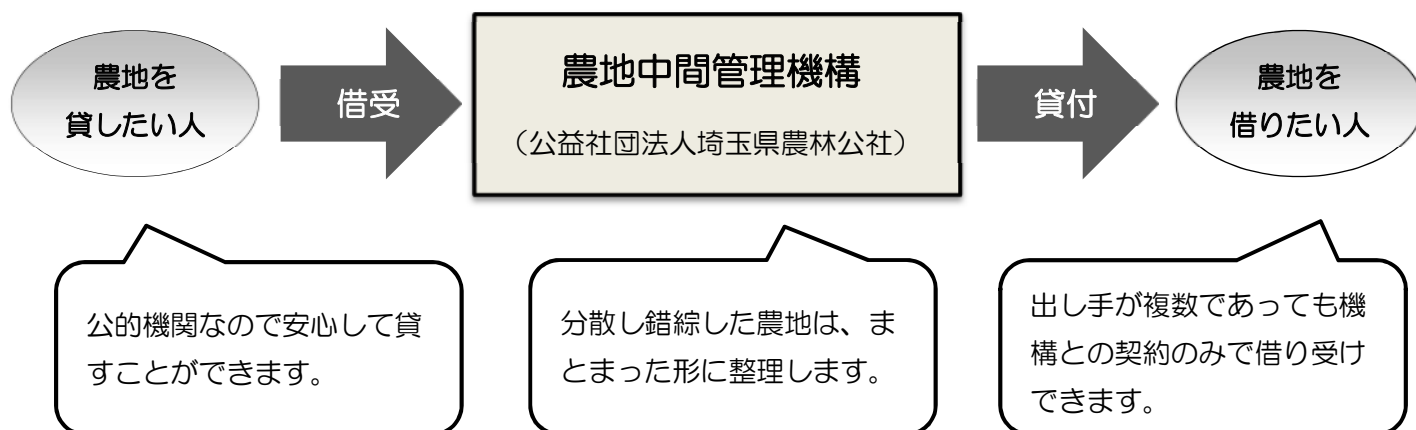
○金融支援(スーパーL資金)

国の要望調査や市での予算措置等の必要がないため、地域の話合いにて「中心経営体」として認められた後であれば、支援を受けることが可能です。

3. 農地中間管理機構とは？

(1) 農地中間管理機構の仕組み

農地中間管理機構は、農地の中間的受け皿となり、高齢などを理由に農業をリタイアする方など（出し手）から農地を借り受け、意欲ある担い手（受け手）へ貸し付けることで、農地の集積、耕作放棄地の解消に取り組んでいます。埼玉県では、埼玉県農林公社が農地中間管理機構として認定されています。



※ 農地中間管理機構による貸し借りは、農業振興地域でのみの実施となります。

審査基準

- ①農地としての利用が著しく困難でないこと
- ②当該地域に十分な借受希望者が確認できること
- ③当該農地の賃料等が適切であると判断されること
- ④その他農地の利用の効率化等に資すると見込まれること

(2) 農地の出し手に対する支援措置

1. 地域に対する支援（地域集積協力金）

交付対象となる地域の主な要件

- ・同一町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること。（地域の外縁が明確である場合に限る）
- ・人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっていること。（集落・大字・学校区等）
- ・構成戸数が複数戸であること

※ 機構への貸し付けは、原則10年以上です。

交付額

地域の農地面積に占める機構への貸し付け割合に応じ交付されます。

貸付割合	平成27年度	平成28・29年度	平成30年度
2割超5割以下	2.0万円/10a	1.5万円/10a	1.0万円/10a
5割超8割以下	2.8万円/10a	2.1万円/10a	1.4万円/10a
8割	3.6万円/10a	2.7万円/10a	1.8万円/10a

交付金の使途

地域が都道府県、市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で使うことができます。

2. 個々の出し手に対する支援

①経営転換協力金

交付対象者

- A. 農業部門の減少により経営転換する農業者
- B. リタイアする農業者
- C. 農地の相続人で農業経営を行わない者

主な交付要件

機構に対し、全ての自作地※を10年以上貸し付けること（かつ機構から受け手へ貸し付けられること）

※「全ての自作地」には、以下の農地を除きます。

- ・農業振興地域外農地
- ・農業振興地域内の10a未満（畦畔除く）の農地
- ・機構が借り受けなかった農地
- ・機構が借り受けたが返還された農地
- ・減少した農業部門の作物以外を栽培する自作地（Aの場合）

注意

すでに利用権を設定していたり、特定農作業受委託契約をしている場合はこれらを解除する必要があります。

交付単価

貸付等を行う面積	交付単価
0.5ha以下	30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下	50万円/戸
2.0ha超	70万円/戸

②耕作者集積協力金

交付対象者

農地が自作地の場合→農地所有者

農地が貸借地の場合→所有者が機構に貸し付ける際に利用権を有している者

※農地が機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び機構から借り受けた場合は対象外となります。

主な交付要件

- ・交付対象農地は、以下のいずれかに該当する農地
 - A. 以下に隣接する農地
 - ・機構が所有権または中間管理権を保有する農地
 - ・公募により公表されている借受希望者の経営する農地
 - B. 以下のいずれかに該当し、一連の農作業の継続に支障が生じない農地
 - ・畦畔で接続する2筆以上の農地
 - ・農道又は水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地
 - ・各々一隅で接続する2筆以上の農地
 - ・段上に接続する2筆以上の農地
 - ・借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地
- ・交付対象農地の所有者が機構へ10年以上貸し付け、かつ機構から借受希望者へ貸し付けられること

※交付対象農地が貸借地の場合、合意解約する必要があります。また、賃借権、使用貸借権の設定後1年以上経過し、かつ満了の1年以上前であることが必要です。

交付単価

2万円/10a

(3) 支援措置と「人・農地プラン」

作成した「人・農地プラン」は、今後の地域の話合い等から要望があれば、分割・合併が可能です。ただし、「地域集積協力金」を交付した地域の分割または分割による外縁の変更はできないため、注意が必要です。

(4) 支援措置の実施可能時期

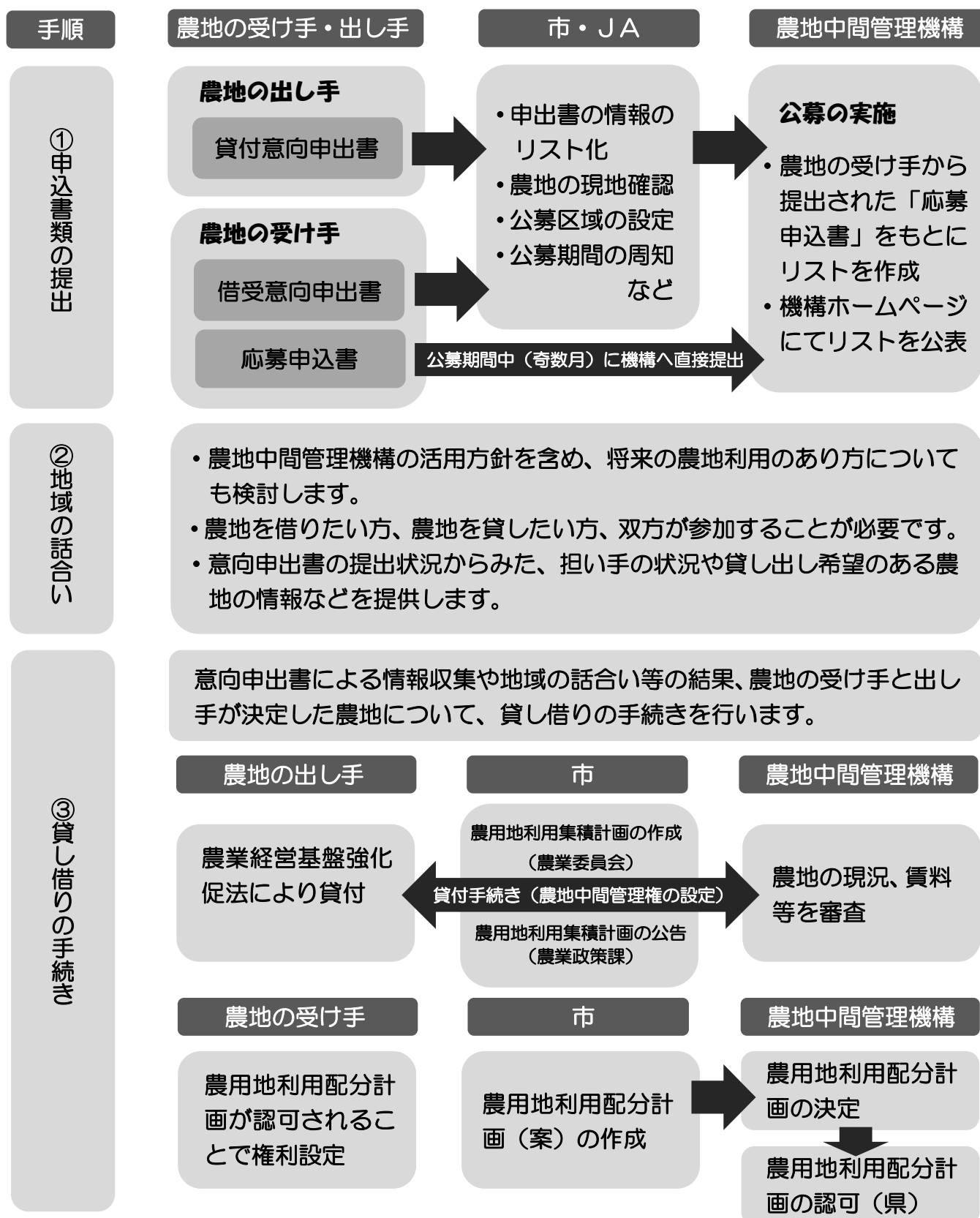
国の制度であるため、事前に県を通じ国へ要望を出す必要があります。今年度については、9月に追加の要望調査が行われる予定です。なお、9月の要望調査にて申請を行った場合、交付金が支払われるのは3月になる見込みです。(12月中に農地中間管理機構への貸し付けが完了し、作成した「人・農地プラン」が決定・公表されている必要があります)

※来年度以降、事業実施する希望がある場合は、年度内に国へ要望を提出します。国からの要望調査は例年1～2月頃です。市での予算措置もありますので、希望がある場合はお早めにご相談ください。

4. さいたま市での「農地中間管理機構」の活用手順

(1) さいたま市での「農地中間管理機構」の活用手順

さいたま市では、「人・農地プラン」を作成していく中で、農地中間管理機構の活用についても進めていくため、農地の出し手・受け手の募集を行っています。実際に農地中間管理機構を活用する場合は、下記のような手順で手続きを行います。



〇〇年〇〇月〇〇日

貸付意向申出書

さいたま市長
農業協同組合代表理事組合長

(住 所) **さいたま市浦和区常盤 6-4-4**

(氏 名) **さいたま 太郎**

(電話番号) **〇〇〇-〇〇〇〇**

1 以下の農地を貸付けたいので申し出ます。

【農地の所在等】

大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	栽培 作物	貸付期間 (年)	貸賃 (円/10a)
〇〇	〇〇	〇〇	田	1,000	水稻	〇年 (H▲.▲. ~ H▲.▲.)	
〇〇	〇〇	〇〇	畑	500	露地 野菜	〇年 (H▲.▲. ~ H▲.▲.)	

所有する農地の地番等がわからない場合は、農業委員会にて確認をお願いします。

希望する期間・賃料があれば記入してください。

2 貸付に関する意向は、次のとおりです。

(該当する事項に○印)

	農地中間管理機構に貸し付けたい
	農地中間管理機構以外に貸し付けたい
○	どのような手段でもよい
その他（具体的に記入）	

- 3 農用地等の貸出し後の当該農地の利用方法等にかかる私の意向は次のとおりです。
(該当する事項に○印)

○	農用地等の利用方法に制約をつけたい
	農用地等の利用方法に制約をつけない
[その他※具体的なことがあれば記入ください] (例) 今の形状のまま利用して欲しい (例) 農業用の簡易なビニールハウス等の設置は構わない (例) 基礎を打つような施設(鉄骨のハウス等)の設置はしないでほしい。 (例) 植木のような根を張るものは、栽培しないでほしい。	

- 4 私は、貸付意向申出書の提出にあたり、以下の事項について、承諾しています。
- (1) 貸出し農用地等の所在、地目、面積及び当該農地の利用方法等への意向や地域の話し合いを行うにあたり、必要に応じ市町村等の関係機関、団体、個人へ「情報開示」されることに同意します。
- (2) 農地中間管理機構へ農地貸付後、原則2年間を経過してもなお貸し付け見込みがない場合は、返還する場合があることについて同意します。
- (3) 貸し付け意向の農地は、固定資産税及び土地改良事業の経常・特別賦課金について未納はありません。

5 その他(注意事項等)

- (1) 農地中間管理機構へ貸し付けできる農地は、農業振興地域内の農地のみです。
- (2) 借受希望者が見つからない場合、農地中間管理事業は実施できません。
- (3) 本申出書を提出の際、管轄の農協が貸し付けを希望する農地の利用状況を確認させていただく場合があります。

J A	さいたま市

農地を借りたい方は
こちらを記入してください

〇〇年〇〇月〇〇日

借受意向申出書

さいたま市長
農業協同組合代表理事組合長

(住 所) **さいたま市浦和区常盤 6-4-4**

(氏 名) **さいたま 太郎**

(電話番号) **〇〇〇-〇〇〇〇**

- 1 さいたま市域内において、農地を借り受けたいので申し出ます。

【希望する農地】

住所	地目	面積 (㎡)	栽培 作物	借受期間 (年)	借受 (円/10a)
〇〇区〇〇	田	5,000	水稲	〇年 (H▲.▲. ~ H▲.▲.)	
〇〇区〇〇	畑	1,000	露地野菜	〇年 (H▲.▲. ~ H▲.▲.)	

地番は不要

希望する期間・賃料があれば記入
してください。

- 2 農用地の借り受けにかかる私の意向は次のとおりです。

(該当する事項に○印)

	農地中間管理機構から借り受けたい
	農地中間管理機構以外から借り受けたい
○	希望が合えば、どのような手段でもかまわない
[その他※具体的なことがあれば記入ください]	
(例) パイプハウスを設置したい。	
(例) 自作地の近くがよい(〇〇区〇〇 ▲▲周辺)	

3 私は、借受意向申出書の提出にあたり、必要に応じ市町村等の関係機関、団体、個人へ「情報開示」されることに同意します。

4 その他（注意事項等）

- （１）農地中間管理機構より借り受けできる農地は、農業振興地域内の農地のみです。
- （２）貸し付け希望者が見つからない場合、農地中間管理事業は実施できません。

J A	さいたま市

貸付意向申出書(記入上の注意)

1. 農地の所在等

(1) 農地の「大字」「字」「地番」「地目」「面積」

- ・所有する農地の「大字」「字」「地番」「地目」「面積」がご不明な場合は、農業委員会にてご確認ください。
- ・農地中間管理機構（以下、機構。）が活用できるのは、農業振興地域内の農地です。所有する農地が農業振興地域内かどうかは、農業環境整備課（048-829-1377）にて、ご確認ください。

(2) 貸付期間

- ・具体的に希望する期間があればご記入ください。
- ・機構を活用し、農地の受け手への支援措置（経営転換協力金・耕作者集積協力金）を利用する場合は、原則、10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から受け手に貸し付けられる必要があります。

(3) 貸賃

- ・具体的に希望する貸賃があればご記入ください。
- ・最終的には機構との調整により決定します。

2. 貸し付けに関する意向

農地を賃借する場合、農地中間管理機構を介した方法の他、農業委員会等の許可を受ける方法（農地法）と、市町村が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）があります。受け手はいるものの、農地中間管理機構の活用ができない場合（農業振興地域ではない農地や耕作が困難な農地等）、これらの方法での貸し借りを検討します。

【農地法と農業経営基盤強化促進法の違い】

- ・農地法に基づき、農業委員会等の許可を受け農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません。（農地法の法定更新）
- ・民法の規定により賃貸借の存続期間は20年以内とされていますが、農地の賃貸借については民法の特例として50年以内まで可能です。〔農地法第19条〕
- ・賃貸借の期間満了前に更新しない旨の通知をしないときは、従前と同一条件でさらに賃貸借をしたものと見なされます。〔農地法第17条〕
- ・農地の賃貸借契約を解除・解約する場合には、原則として都道府県知事の許可を受ける必要があります。〔農地法第18条〕
- ※ さいたま市では、農業委員会にて手続きを行います。
- ・農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定める農用地利用集積計画により設定された賃借権については、農地法の法定更新の規定を適用しないこととしておりますの

で、賃貸借の期間が満了すれば貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえます。なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、市町村が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することにより再設定することができます。

3. 農用地等の貸出し後の当該農地の利用方法等にかかる意向

機構が借り受けた場合の農地の固定資産税については、農地所有者の負担となります。利用方法に制約をつけない場合、現状より固定資産税が高くなる可能性があるためご注意ください。

【固定資産税が高くなる例】

- ・基礎を打つような施設（鉄骨のハウス等）の設置。

4. その他注意事項

- (1) 提出いただいた貸付意向申出書に記載されている農地の情報（所在、地目、面積及び当該農地の利用方法等への意向）は、農地の出し手、受け手のマッチングのためリスト化され、市や農協で共有される他、機構や県へ提供することがあります。また、今後、人・農地プランでの地域の話合い等では、地域の農地利用の方向性を考えるためにも、意向申出書にご記入いただいた内容を、同意を得た上で人・農地プランへ記載し、プラン掲載者間で共有させていただく場合がございます。

※「人・農地プラン」とは、地域の農業委員や認定農業者、新規就農者、農地の出し手等、農業に関わりのある方が集まり地域農業の今後について話し合い、その内容を書面にしたものです。

- (2) 借受希望者が見つからない場合、農地中間管理事業は実施できません。
- (3) 管轄の農協が貸し付けを希望する農地の利用状況を確認させていただく場合があります。
- (4) 相続税の納税猶予を受けている農地の場合、免除の要件が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※平成21年度の税制改正により、「相続人が相続税が免除される前に営農を停止し、他の農業者に貸付け（※）を行った場合も納税猶予は継続となりますが、20年経過後も終身農地としての利用を継続することとなります。平成21年度の税制改正（平成21年12月15日から適用）では、20年営農継続による免除は廃止し、終身農地としての利用を継続することに変更となりました。したがって、平成21年12月15日以前に相続税の納税猶予を受けていて、あと数年営農継続し、20年経過すれば相続税が免除される方が機構に貸付をすると、終身農地としての利用をすることになるの

で注意が必要です。

(※) 農業経営基盤強化促進法に基づく次の事業による貸付けに限る。

①農地中間管理事業

②農地利用集積円滑化事業

③利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）

注：①、②の貸付けには農地法第3条許可による貸付けも含む。

【参考】

平成26年1月から平成26年12月までに締結された貸貸借における年間の賃借料水準
(10aあたり)

地域名	地目	金額			筆数	
		平均額	最高額	最低額	賃借	使用貸借
片柳地区、七里地区、 春岡地区、大砂土地区、 指扇地区、馬宮地区、 植水地区	田	8,600 円	20,200 円	4,000 円	47 筆	2 筆
	畑	11,600 円	25,000 円	5,000 円	67 筆	24 筆
野田地区、大門地区、 木崎地区、三室地区、 尾間木地区、土合地区、 大久保地区、	田	9,700 円	11,600 円	6,400 円	16 筆	7 筆
	畑	21,600 円	50,000 円	5,800 円	41 筆	6 筆
川通地区、和土地区、 柏崎地区、新和地区、 慈恩寺地区、河合地区	田	5,800 円	18,000 円	3,400 円	55 筆	10 筆
	畑	9,600 円	14,200 円	8,000 円	10 筆	67 筆
見沼田んぼ区域内	田	実績なし	実績なし	実績なし	0 筆	0 筆
	畑	17,300 円	50,000 円	5,800 円	60 筆	0 筆
さいたま市全体	田	7,500 円	20,200 円	3,400 円	118 筆	19 筆
	畑	14,900 円	50,000 円	5,000 円	118 筆	97 筆

1. 金額は、算出結果を四捨五入し、100 円単位としています。
2. 「さいたま市全体」の平均額は、各区分の集計に用いた全賃借料データの平均です。
3. 賃借料を物納（米）で設定している場合、農協買取価格を基にして金額に換算しています。

全農取引価格…8,000 円／玄米 60kg（平成26年埼玉県産コシヒカリ）

4. 使用貸借（賃借料無料）の場合は、集計対象から除外しています。

（さいたま市農業委員会提供情報）

借受意向申出書(記入上の注意)

1. 希望する農地

(1) 農地の「住所」「地目」「面積」「栽培作物」

- ・希望する農地の住所の「字」までご記入ください。

(2) 貸付期間

- ・具体的に希望する期間があればご記入ください。

(3) 賃料

- ・具体的に希望する賃料があればご記入ください。
- ・最終的には農地中間管理機構（以下、機構。）との調整により決定します。

2. 借り受けに関する意向

農地を賃借する場合、機構を介した方法の他、農業委員会等の許可を受ける方法（農地法）と、市町村が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）があります。機構の活用ができない場合（農業振興地域ではない農地や耕作が困難な農地等）、これらの方法での貸し借りを検討します。

【農地法と農業経営基盤強化促進法の違い】

- ・農地法に基づき、農業委員会等の許可を受け農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません。（農地法の法定更新）
- ・民法の規定により賃貸借の存続期間は 20 年以内とされていますが、農地の賃貸借については民法の特例として 50 年以内まで可能です。〔農地法第 19 条〕
- ・賃貸借の期間満了前に更新しない旨の通知（通知には都道府県知事の許可が必要）をしないときは、従前と同一条件でさらに賃貸借をしたものと見なされます。〔農地法第 17 条〕
- ・農地の賃貸借契約を解除・解約する場合には、原則として都道府県知事の許可を受ける必要があります。〔農地法第 18 条〕
- ・農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定める農用地利用集積計画により設定された賃借権については、農地法の法定更新の規定を適用しないこととしておりますので、賃貸借の期間が満了すれば貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえます。なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、市町村が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することにより再設定することができます。

3. その他注意事項

- (1) 提出いただいた借受意向申出書に記載されている情報（所在、地目、面積及び当該農地の利用方法等への意向）は、農地の出し手、受け手のマッチング

のためリスト化され、市や農協で共有される他、機構や県へ提供することがあります。また、今後、人・農地プランでの地域の話合い等では、地域の農地利用の方向性を考えるためにも、意向申出書にご記入いただいた内容を、同意を得た上で人・農地プランへ記載し、プラン掲載者間で共有させていただく場合がございます。

※「人・農地プラン」とは、地域の農業委員や認定農業者、新規就農者、農地の出し手等、農業に関わりのある方が集まり地域農業の今後について話合い、その内容を書面にしたものです。

(2) 貸付希望者が見つからない場合、農地中間管理事業は実施できません。

【参考】

平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月までに締結された賃貸借における年間の賃借料水準
(10a あたり)

地域名	地目	金額			筆数	
		平均額	最高額	最低額	賃借	使用賃借
片柳地区、七里地区、 春岡地区、大砂土地区、 指扇地区、馬宮地区、 植水地区	田	8,600 円	20,200 円	4,000 円	47 筆	2 筆
	畑	11,600 円	25,000 円	5,000 円	67 筆	24 筆
野田地区、大門地区、 木崎地区、三室地区、 尾間木地区、土合地区、 大久保地区、	田	9,700 円	11,600 円	6,400 円	16 筆	7 筆
	畑	21,600 円	50,000 円	5,800 円	41 筆	6 筆
川通地区、和土地地区、 柏崎地区、新和地区、 慈恩寺地区、河合地区	田	5,800 円	18,000 円	3,400 円	55 筆	10 筆
	畑	9,600 円	14,200 円	8,000 円	10 筆	67 筆
見沼田んぼ区域内	田	実績なし	実績なし	実績なし	0 筆	0 筆
	畑	17,300 円	50,000 円	5,800 円	60 筆	0 筆
さいたま市全体	田	7,500 円	20,200 円	3,400 円	118 筆	19 筆
	畑	14,900 円	50,000 円	5,000 円	118 筆	97 筆

1. 金額は、算出結果を四捨五入し、100 円単位としています。
2. 「さいたま市全体」の平均額は、各区分の集計に用いた全賃貸料データの平均です。
3. 賃借料を物納（米）で設定している場合、農協買取価格を基にして金額に換算しています。

全農取引価格…8,000 円／玄米 60kg（平成 26 年埼玉県産コシヒカリ）

4. 使用賃借（賃借料無料）の場合は、集計対象から除外しています。

（さいたま市農業委員会提供情報）